

議案第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和4年(2022年)2月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第19条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第4項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

第27条第6項中「100分の130」を「100分の120」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年6月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第19条第3項及び第4項(第26条第8項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1月以内に退職した者にあつては、当該退職した日)における次の各号に掲げる職員(日額又は時間額で報酬を定める会計年度任用職員を除く。以下同じ。)の区分ごとに、当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員以外の職員 127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

議案第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前項の期末手当の額は、基準日前6月以内の期間における第1項又は第2項の規定による報酬の額の合計額に係る1月当たりの平均額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額を超えない範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>7～9 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>4 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の給与)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 前項の期末手当の額は、基準日前6月以内の期間における第1項又は第2項の規定による報酬の額の合計額に係る1月当たりの平均額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額を超えない範囲内で規則で定める額とする。</p> <p>7～9 (略)</p>

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の改正概要

令和3年人事院勧告に基づく国の取扱いに準じて、以下のとおり改正する。

1 改正内容

(1) 令和4年度以降の期末勤勉手当

- 再任用職員以外の職員 … 期末手当を年間0.15月分引き下げる。
再任用職員 … 期末手当を年間0.1月分引き下げる。

再任用職員以外の職員

	令和3年度		令和4年度				
			改正前		改正後		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	期末引下げ
6月期	1.275月分	0.950月分	1.275月分	0.950月分	1.2月分	0.950月分	-0.075月分
12月期	1.275月分	0.950月分	1.275月分	0.950月分	1.2月分	0.950月分	-0.075月分
年間計	4.45月分		4.45月分		4.3月分		-0.15月分

再任用職員

	令和3年度		令和4年度				
			改正前		改正後		
	期末	勤勉	期末	勤勉	期末	勤勉	期末引下げ
6月期	0.725月分	0.450月分	0.725月分	0.450月分	0.675月分	0.450月分	-0.05月分
12月期	0.725月分	0.450月分	0.725月分	0.450月分	0.675月分	0.450月分	-0.05月分
年間計	2.35月分		2.35月分		2.25月分		-0.1月分

(2) 令和4年6月期における期末手当の取扱い

令和3年人事院勧告は通常であれば令和3年12月期から実施されるが、国においては同時期での実施を見送り、令和4年6月期の期末手当から、令和3年12月期に支給した額と同時期に人事院勧告を実施した場合の差額を調整額として減額することとしたため、国と同様の調整を行う。

調整額は令和3年12月期の期末手当支給額に次の割合を乗じて算出する。

- ① 再任用職員以外の職員 127.5分の15
② 再任用職員 72.5分の10

2 施行日

令和4年6月1日から施行する。